



2年 情報科② 情報社会における法と個人の責任

今回のテーマ・・・著作権

教科書の107ページ～109ページをみて調べてみよう。

著作権

著作権って何のためにあるの？

自分の考えや気持ちを作品として表現したものを「著作物」といい、著作物をつくった人を「著作者」という。著作者に対して法律によって与えられる権利のことを「著作権」という。著作権は、著作物を正しく利用し、著作者らの権利を守ることを通して、文化を発展させることを目的としている。

著作物の種類はどのようなものがあるか調べてみよう。

学校で守る著作権

授業で使うために新聞をコピーする

授業で使う目的で、1クラス分など限られた範囲であれば、著作権者の許可をとらずにコピーしたり配付したりすることは許されています。



全校生徒に配るのはどうだろう？

遠足のしおりに人気の歌の歌詞を入れる

大量の冊子を作るなど市販の地図のコピーや流行している歌の歌詞などを勝手に使うことができない場合があります。



学校の行事なら大丈夫かな？

文化祭で音楽を演奏する

入場料を取ることや、出演者に報酬を支払うような演奏会では著作権者の許可を取らなければいけません。またその様子を録音・録画する場合にも許可が必要です。



入場料無料なら許可はいらないかな？

「みんなのための著作権教室」で検索してこんな時の著作権のケースを見てみよう。